

道 保 第 331 号
平成 29 年 3 月 27 日

関係土木事務所長 様

道路保全課長

標準的に使用するアスファルト混合物の種類等について（通知）

「社会資本長寿命化計画 舗装ガイドライン（改定版）平成 29 年 3 月」において、アスファルト混合物の種類とその適用区分を見直したので、今後、標準的に使用するアスファルト混合物は下記によることを原則とします。なお、橋面舗装やトンネル内舗装、急勾配区間の舗装は、これによらないものします。

また、平成 27 年度に実施した全国道路・街路交通情勢調査を参考に、交通量区分を見直したため、新たな交通量区分図を併せて送付します。

記

1 標準的に使用するアスファルト混合物について

(1) 一般（密粒舗装）部

交通量区分	表層用	中間層・基層用
N ₇ (D)	密粒度アスファルト混合物(20) (改質アスファルトⅡ型 B配合)	粗粒度アスファルト混合物(20) (改質アスファルトⅡ型 B配合)
N ₆ (C)		粗粒度アスファルト混合物(20) (改質アスファルトⅠ型 B配合)
N ₅ (B)	密粒度アスファルト混合物(20) (改質アスファルトⅠ型 B配合)	再生粗粒度アスファルト混合物(20) (B配合)
N ₄ (A)	再生密粒度アスファルト混合物(13) (A配合)	—
N ₃ ～N ₁ (L)		

注1) A配合：突固め回数50回，B配合：突固め回数75回

注2) アスファルトの種類が明記されていない混合物はストレートアスファルト60～80

注3) 再生材が調達困難な地域は新材を使用

(2) 排水性（低騒音）舗装部

交通量区分	表層用	中間層・基層用
N ₇ (D)	ポーラスアスファルト混合物(13) (改質アスファルトH型 A配合)	密粒度アスファルト混合物(13) (改質アスファルトⅡ型 B配合)
N ₆ (C)		密粒度アスファルト混合物(13) (改質アスファルトⅠ型 B配合)
N ₅ (B)		再生密粒度アスファルト混合物(13) (B配合)
N ₄ (A)		再生密粒度アスファルト混合物(13) (A配合)
N ₃ ～N ₁ (L)		

注1) A配合：突固め回数50回，B配合：突固め回数75回

注2) アスファルトの種類が明記されていない混合物はストレートアスファルト60～80

注3) 再生材が調達困難な地域は新材を使用

2 適用の時期

平成 29 年 4 月 1 日以降に発注する工事に適用することとします。

なお、契約中の工事は可能な範囲で対応願います。

3 その他

静岡県道路占用工事に伴う路面復旧基準で定めるアスファルト混合物についても、同様に扱うものとします。（平成 29 年 3 月 27 日付道保 332 号「静岡県道路占用工事に伴う路面復旧基準の改定について（通知）」参照）

担 当 ：維持舗装班

電 話 ：5－100－2752